

服部良久編著

『コミュニケーションから読む  
中近世ヨーロッパ史』

——紛争と秩序のタペストリー——

笈川侑也 櫻田宗紀  
藤田風花 増永菜生

本書は中近世ヨーロッパの紛争と秩序形成を当事者間で行われたコミュニケーションの観点から考察している。アメリカ合衆国の法人類学に着想を得た中世紛争史研究の影響を受けて、紛争と秩序の関係の解明を目的としている。以下では、本書の構成に従って各部分と内容紹介と論評を行う。序章、第Ⅰ部と第Ⅲ部を笈川侑也（中世ノヴゴロド史を専攻）、第Ⅱ部を増永菜生（中近世北イタリア史を専攻）、第Ⅳ部と本書評のまとめを櫻田宗紀（中世教皇史を専攻）、第Ⅴ部を藤田風花（中近世東地中海史・キプロス史を専攻）が担当する。

序章「コミュニケーションから歴史を読み解くこと」（服部良久、括弧内では著者名を記す、以下同）では「コミュニケーション」から歴史をみることの意義が語られる。ここで言及されるコミュニケーションとは、「人々が情報、観念、価値・規範意識、

感情、行動様式などを交わし、共有すること、あるいは共有することをめざす相互的な行為」であり、このような人間の相互行為とそれがもたらす影響、結果について考察することが目的として示される。

第Ⅰ部「移動する君主と宮廷、あるいは首都の伝統」は、君主、宮廷、首都を対象に、証書や年代記史料からそこで営まれる紛争解決や秩序形成の試みを描き出す。

第一章「宮廷集会の内と外——フリードリヒ・バルバロッサ即位初年の事例より」（服部良久）では、宮廷集会とその前後の交渉を国王証書、書簡や年代記等を用いて検討し儀礼や合意のプロセスを明らかにした。

第二章「ウィリアム征服王と息子たち——宮廷集会と証書発給にかぶ家族の秩序」（申村敦子）では、証書の証人リストにおいてウィリアム征服王の息子たちの名前がどのように現れるか検討し、支配の中核となる王家が立場を柔軟に変化させたことを明らかにした。

第三章「巡る王、集う人々——スカーン宮廷からみた中世盛期スコットランド王国」（西岡健司）では、スカーン宮廷で発給される証書を検討し、一三世紀以降宮廷に集まる人々や扱われる案件が地域的に拡大していったことを示した。

第四章「あの世に向かって——二人のブルゴーニュ公フィリップの葬送と後継者たちの思惑」（中堀博司）では、二人の公の葬送において、それぞれの後継者が行った政治的パフォーマンスから、彼らがおかれていた政治情勢と葬送の意義を検討した。

第五章「首都を離れるビザンツ皇帝——コンスタンツ二世とア

ルメニア」(小林功)では、コンスタンツ二世とアルメニアの有力者層ナハラルとの交渉が次第に機能しなくなり、アルメニアがアラブへ帰属していく過程を論じた。

第六章「都を血で穢すのは誰か——ビザンツ中期における権力闘争の作法」(根津由喜夫)では、コンスタンティノールで起こった権力闘争の終結に際して総主教や聖職者団が重要な役割を果たしていたことを指摘した。

第I部で対象とされる地域は、ドイツ、イングランド、スコットランド、ブルゴーニュ、ビザンツと多様である。政治制度や政治文化の異なるヨーロッパ諸地域の宮廷や首都における交渉や争いをコミュニケーションの視点で眺めたとき見えてくるものは、その地域や時代に特有の、またはキリスト教世界に共通する、権力関係・権威の現れ方であろう。しかしながら各論文中には権力・権威とそのなかで行われるコミュニケーションの関係があまり明示的に述べられておらず、権力関係がコミュニケーションに与える影響について考慮に入れるべきであったと思われる。換言すれば、史料上に現れるコミュニケーションの在り方はその地域、時代の権力関係と無関係には存在しえない。本書のあとがきでは、「[コミュニケーションから読む中近世ヨーロッパ史]とは、「中近世ヨーロッパにおけるコミュニケーションの本質」を説明することではなく、既述のような緩やかな定義の「コミュニケーション」を念頭に、考察対象を、様々なアクター、アクターのインタラククションとして描き出す「方法的態度」であると述べられているが、むしろコミュニケーションの様態にこそ中近世ヨーロッパ社会の特質が現れているのではないか。また、コミュニケー

ションの様態そのものに着目しないことで本書内における比較の可能性を奪ってしまっているように思われる。ヨーロッパ社会における権力関係を映す鏡としてコミュニケーションの様態を分析することで、君主や宮廷を対象とした政治史、国制史研究に新しい像を描く可能性がもたらされるのではないか。(笈川侑也)

第II部「地域の紛争解決と政治的統合」では、上級権力と地域共同体とのコミュニケーションによって新たな関係が築かれるというプロセスが考察される。まず王権と地域社会という枠組みで分析を進めたのが、第七章「王子エドワードの対ボルドー政策、一二五四—六一年——領有者ブランドネット家と都市コミュニーのコミュニケーション」(朝治啓三)と第八章「ロプト・ヘルガソンの「反逆」——十三世紀後半アイスランド社会とノルウェー王権」(松本涼)である。ここでは王権が、現地の紛争に介入し「統治者」として秩序を創出し、また社会が王権を受容する上で王に対する「義務」「服従」についての認識の齟齬が生まれる過程が考察される。次に、地域社会における有力者による秩序の形成・模索を描いたのが、第九章「党派と(複合領域)——十四世紀ノヴァーラのゲルフィとギベツリーニ」(佐藤公美)と第十章「裁く農民、抗う領主——一四六〇年代パーゼル農村部の農民裁判より」(田中俊之)である。特に前者では、「紛争」や「分裂」を繰り返ることによって、国家的な「統一」や「平和」に反するものとして否定的に考えられてきた党派が分析される。ここでは、都市国家の個別的利害を超えて全体の善を追求する「公共善」理念が着目され、また「タイラント」の転覆を可能にするオルタナティブとしての「共同体」を維持できる党派の能

力が積極的に評価される。最後に、近世神聖ローマ帝国と諸地域間の交渉を扱ったのが、第一章「市長門閥から上訴農民を救う——一八世紀帝国司法と複数諸地域間の連携」(渋谷聡)と第二章「イタリアが外国に支配されるとき——近世の「帝国イタリア」とその変容」(皆川卓)である。ここでは、紛争の司法的処理を通じた帝国への統合や皇帝を主とする封建関係が再考され、特に皆川氏は、皇帝による軍政への介入が、裁判・和解交渉・暴力を交えて展開する中近世からイタリアの「外国支配」時代へと、いう転換点になったという。

第Ⅱ部では、在地における単なる紛争解決、合意形成、秩序の誕生が描かれるだけではなく、人々が権力を主張するために権力を利用する姿や、逆に上級権力が広域的な統治を確立するために、在地に直接介入し、状況に応じて在地の有力者をチャンネルとして利用する姿が考察される。ここでは、君主や皇帝といった上級権力と地域社会とのせめぎ合いを背景とした、「秩序」や「統治」のあり方の模索が描かれている。

以上を踏まえた上で、次のような論点が挙げられる。確かに、本書におけるコミュニケーションは、本書評の冒頭でも引用されているように定義されている。ところが地域間「コミュニケーション」という言葉を使用するにあたり、この言葉の持つグラデーションを加味することが必要ではないか。例えば、松本氏や佐藤氏が着目したような史料上の「服従」「名譽」「公共善」などといったキーワードから、何を共通概念・規範として人々が「コミュニケーション」を行っていたのかを考えると、こうしたアプローチは、追加的な分析手法として有効である。こうした手法は、その時

代・地域ごとにそれぞれ異なる「コミュニケーション」を特徴づけ、さらには、公権力の枠組みには当てはまらない共通規範を軸にした地域のあるいは地域間の交渉過程<sup>⑤</sup>を描くことを可能にする。このようにして、「コミュニケーション」という言葉が内包する多様性・濃淡について再考することができるといえよう。

（増永菜生）  
第Ⅲ部「都市のアイデンティティと都市間コミュニケーション」には三篇の論文が収録されている。

第一章「都市景観が映す支配の歴史——ポローニヤの場合」（山辺規子）は、ポローニヤの都市景観の変遷を分析している。この都市の中心には古代ローマからの伝統を示す中心広場が形成された。一五世紀にはシニョーレとなったベンティヴォーリ家が道路を整備した。一六世紀にその支配が終わると、同家の館は略奪され、その建材は貴族の館に再利用されるなど館のモデルとなった。その後教皇支配の時代には、広場の周辺空間が完成した。教皇使節はその支配を維持するため、広場という都市のアイデンティティとなる建造物を大きく変えることなく、都市は美化された。この都市景観からは都市内外の諸勢力と対立と和解が生み出す表象を看取できる。

第四章「交易はポー川を通るべし——ヴェネツィアと内陸近隣諸都市の争い・秩序」（高田京比子）は、ヴェネツィアと近隣諸都市の相互交渉と衝突を検討している。まずポローニヤとの間に結ばれた協約（パクタ）の分析から、双方の日常的要求の合意点としての協約の側面を重視すべきと述べられる。次に北イタリア諸都市にとってポー川の河川通行をめぐる問題が重要案件であ

ったことが指摘され、その事例として一四世紀初頭にヴェネツィアと教皇庁との間で起こったフェッラーラ戦争が取り上げられる。ヴェネツィアがフェッラーラの後継者争いに介入したことを発端として始まったこの戦争の結果、ヴェネツィアの河川交通網、商業活動の保証が教皇庁を巻き込んだ戦争においても確認され、強化された。

第一五章「なぜパポームの通過税を負わねばならないのか——一三・一四世紀北フランスの都市と王権の係争」(山田雅彦)は、一三〇二年のパポームでの通過税制文規定に関連する都市と通過税徴収人との争いを分析している。当初はパポームを通過しない場合には税が免除されていたが、一三世紀末以降パリの高等法院の下す判決は徴収人に有利なものになり、通過税徴収の適応範囲が拡大していった。一四世紀に通過税問題はアミアン市を当事者として展開していく。初期の裁判では市側が敗北するが、一三四年に高等法院は、一三〇二年に認められていたアミアンの特権を確認した。この背景には百年戦争の開始などの政治情勢の変化があったと推定される。都市当局は都市文書登記帳にこの判決を盛り込むことでこの特権を保存した。

第三部の各論文は、都市内の集団間もしくは都市とその外部勢力との関係を扱っている。そこで登場する人物、集団は、都市貴族・教皇使節、都市・教皇、商人・通過税徴収役人・高等法院と様々である。この多様なアクターで構成される第三部のコミュニケーションから、共通する論点を提示することは困難なため、論文ごとに論点を示したい。まず、山辺論文について。都市景観が問題となっているが、景観は見られるものであり、それがどのよ

うに認識されたのか、その景観が変わっていくことも同時代人の記述からわかるのか、という点について記述されるべきだったのではないか。次に、高田論文について。個別に結ばれたポローニヤとの協約に対して、フェッラーラ戦争での決着は、教皇を巻き込んだ形での現状維持の確認だったが、新たなアクターとして教皇が加わったことは、一四世紀前半のイタリア半島でどのような意味を持っていたのかという点を指摘してほしかった。最後に、山田論文について。一四世紀におけるパポームの通過税問題の展開の背景に、政治情勢の変化が挙げられるのなら、同問題がフランス王権の都市支配とどのように関連するのか、言及されるべきだったのではないだろうか。(笈川侑也)

第四部「教会のあるべき秩序をめぐる」は、教会が関わるコミュニケーションに重点をおく四篇の論文から構成される。

まず第一六章「彷徨える異端者たちの足跡を辿る——中世南フランスにおける異端審問と「カタリ派」迫害」(図師宣忠)は、南フランスからスペイン・イタリアへ逃亡する異端者と、彼らを追跡・抑圧しようとする托鉢修道士と異端審問官のせめぎあいを検討する。ここでは、異端審問記録の内容からは、在地住民による異端審問への抵抗だけではなく、審問官に協力する改悛者の姿も明らかとなった。異端審問は、疑わしい隣人を生むことによつて在地社会の人間関係にも影響を及ぼしたのである。

第一七章「悪評を通じて魂を統治する——一三世紀のルーアン大司教ウード・リゴーによる巡察」(轟木広太郎)では、二〇年以上にわたる大司教の管内巡察が取り上げられた。司教巡察は、質問・告発・調査という一定の手順にしたがって「悪評」や「醜

聞」をあぶり出すコミュニケーション方式であり、これによって司牧に携わる者たちの悪癖や聖務の不備が矯正される。この司牧巡察の方法は、異端審問のそれとかなりの程度重なり合っているようにみえる。

第八章「聖なる權威の在り処をもとめて——一五世紀後半のリエージュ紛争とブルゴーニュ公（青谷秀紀）」は、リエージュ紛争の宗教的側面を照らし出す。聖務停止をめぐる交渉、教皇使節の仲裁活動、そして聖人崇敬をめぐる闘争の考察を通じて、公都市指導者、聖堂参事会員それぞれが描く教会秩序が明らかとなった。

そして第九章「信仰か平和か——パッサウの交渉とアウクスブルク宗教和議（渡邊伸）」は、暫定的に信仰の一致よりも政治的平和を優先した一五五五年の宗教平和に至る、カトリックとプロテスタントの交渉過程を追う。ここに至り、教皇を頂点とする「教会のあるべき秩序」が、宗教改革運動の挑戦を受け、信仰の一致と平和の維持が別個の課題として切り離されるのである。

ほぼ時代順に配置された四篇を読み通すと、対象となった三世紀間における「教会のあるべき秩序」をめぐるコミュニケーション回路の変化がみとれる。それはすなわち、教皇と直接的なパイプをもつ聖職者・修道士が教皇（序）の志向する教会秩序を体現していた時代から、各地域社会がさまざまな教会秩序を描くようになり、一五一七年を経て教皇を頂点とする教会秩序そのものが相対化される、という変化である。このような過程をみれば、当該時代の教会秩序を論じる上で教皇序の存在を軽視できないことは明らかであると思われるが、先の四篇の叙述からは教皇の影

があまりみえてこなかった。そのこと自体、教皇権が上から覆うようにして展開した教会秩序が、実際には十分に機能しえなかったことを示唆しているのかもしれない。そこで、階層的秩序の頂点から「教会のあるべき秩序」が発露する際の方法、すなわち教皇序のコミュニケーション様式について、ここでは中世教皇序の文書発給と使節派遣に絞って考えたい。教皇の名で発給される文書が作成されるのは、ほとんどの場合、教皇序にもちこまれる種々の請願に応えるときであった。何人かの教皇は相対的に多くの自発勅書（*liber prius*）を発行したが、中世教皇序による文書発給の態度は、基本的に受動的なものだったと言わなければならない。使節派遣のプロセスも、青谷論文で示されているように、請願への応答という点で受動的であると言える。しかし文書とは異なり、派遣された使節はみずからの意志をもつ。出発前に管轄区域と権限を付与された教皇使節は、管区内で教皇の代理人としてふるまい、権限を超えない範囲のみずから決定を下すことができる。使節を用いた教皇序のコミュニケーションは、現地で任務にあたる教皇使節によって主導された。しかしながら、教皇序と地方教会それぞれが描く教会秩序には隔たりがあったため、教皇使節の任務が教皇序の思惑通りに実を結ぶことはまれであったと思われる。教皇序がめざす「教会のあるべき秩序」の実現には、やはり常に困難が伴っていたのであろう。

（櫻田宗紀）  
第V部「他者とのコミュニケーションと秩序形成」は、アイデンティティを異にする集団が相互に「他者」として接触する地域で展開されたコミュニケーションの諸相と、その結果として形成された秩序のあり方について論じた三篇の論文で構成される。

まず第二〇章「外国人には官職を与えるな——中世後期チエコにおける貴族共同体のアイデンティティ」（藤井真生）は、一四世紀のチエコにおいて国王の代替わりごとに「外国人（ドイツ系貴族）」を政治的要職から排除するよう要求した貴族共同体を自身に、実際は同盟や婚姻に基づく人的関係を通して「外国人」が内包されていたことを指摘する。貴族たちが国王に政治的権利を要求する際に主張したエスニシテイは、交渉の武器としての擬制的なそれであった。君主・チエコ貴族・「外国人」の間の政治的な働きかけを通して、君主と貴族による政治権力の分有という政治秩序が形成されていく。

続く第二一章「アレクシオスは平和の仲介者か——一二九九年前後のクレタにおけるヴェネツィア支配とギリシア人」（高田良太）は、一三世紀に始まるヴェネツィア支配期に幾度となく生じたギリシア系有力者率いる反乱とその後の和平協約締結のプロセスから、クレタにおけるギリシア人とヴェネツィア人との相互交渉の深化を跡づける。反乱の首謀者アレクシオスの台頭からヴェネツィアとの争い、最終的な和平の締結にわたって展開されたコミュニケーションは、クレタにおける政治的・宗教的な住み分けすなわち「分離の共生」の端緒となったと指摘する。

第二二章「家の内にいる敵——十字軍国家におけるフランク人の農村支配」（櫻井康人）では、十字軍国家においてフランク人領主が農村支配を本格化させていくなかで、現地人との交渉能力に秀でたフランク人を媒介として、少数のフランク人がいかに圧倒的多数の現地人を支配したかが検討される。要職でのフランク人の人材不足は現地人の登用で補われたが、フランク人領主は直

接的な農村支配を志向し続け、地域の法や裁判権を堅持しつつ、より強力な村落支配と秩序維持を目指したと論じる。

以上の三篇は、異なる言語・宗教・文化が交錯する「境界域」において、対立／共生どちらかの単純な図式に回収されがちな集団間の関係を、政治に関わる人々の衝突・交渉のプロセスから読み解こうとする点で共通する。そこでは藤井・高田論文で言及されるように、各集団のごく一部の間で結ばれた同盟や婚姻に基づく人的紐帯が、集団間の関係の安定にとつて重要な意味をもつ。

それでは政治的指導者層に属さない人々は言語・宗教を異にする「他者」とどのようにコミュニケーションしたのだろうか。ここでは東地中海に位置するキュプロス島を例に考えてみたい。高田・櫻井論文が扱う宗教・宗派を異にする集団間の相互交渉では、政治的な秩序形成と並び、宗教的な秩序形成が問題となる。キュプロスでは、第三回十字軍ののち少数のフランク人が大多数のギリシア人を支配する体制が形成されていくなかで、様々な対立を生じつつカトリック教会と現地の正教会の共存のあり方が模索された。教皇により典礼の差異は維持しつつ後者の前者への従属が定められたが、実際には主教による両教会のミサ執行の兼務<sup>②</sup>と民衆によるその容認<sup>③</sup>や両宗派の民衆による教会の共同利用<sup>④</sup>など、制度的枠組みを越えたコミュニケーションが展開された。本章で論じられた政治的指導者層の「他者とのコミュニケーション」と合わせて民衆レベルのそれを考えることで、「境界域」における他者との相互交渉のあり方をより重層的に把握することが可能となるであろう。

（藤田風花）

本論集は、地理的にはビザンツからアイスランドまで、時代の

には七世紀から一八世紀までを対象として、実に多様なテーマを含む。それにもかかわらず、全二三篇の論考は、「コミュニケーション」を軸としてどれも大きく逸脱することなく、一定のまとまりを保った叙述となっている。近年各所で見られる、盛期中世から近代の幕開けまでを連続した時代とみなす「長い宗教改革」論あるいは「長い中世」論に鑑みれば、「コミュニケーションから読む中近世ヨーロッパ史」という「方法的態度」には、中近世史を叙述するツールとしての可能性を見出すこともできる。しかし「コミュニケーション」を中近世史の分析ツールとするためには、ヨーロッパ中近世に特有のコミュニケーション様態が存在するといえるのか、あるとすればそれはいかなるものか、今一度考える必要がある。その際、「コミュニケーション」という概念ひとつだけでは、それをどのように定義しようと不十分だろう。もし、特殊中近世的なコミュニケーション様態を浮き彫りにしようとするならば、「コミュニケーション」というものさしに目盛りを付すための何らかの指標——第Ⅱ部の増永評が提案した「グライダーション」もそのひとつとなりうるであろう——を追加することが必要となるのかもしれない。あるいは、権力関係、地理的・心理的距離、宗教、エスニシティといった要素にもとづくコミュニケーション主体の関係や、コミュニケーションの舞台となる地域の制度的特質を指標としてコミュニケーション様態を分類することも、比較の可能性を開くにあたって有効となるだろう。

(櫻田宗紀)

① 佐藤公美編『アルプスからのインターローカル・ヒストリー——

〈地域〉から〈間地域〉へ』佐藤公美研究室、二〇一六年。

② C. D. Cobham (ed.), *Excerpta Cypria: Materials for a History of Cyprus*, Cambridge, 1908, p. 40.

③ *Ibid.*, p. 60.

(A5判 五六二頁 ミネルヴァ書房 二〇一五年一〇月)

税別六五〇円)

(笈川脩也 京都大学大学院文学研究科博士後期課程・

日本学術振興会特別研究員D.C)

(櫻田宗紀 東京大学大学院人文社会系研究科博士課程・

日本学術振興会特別研究員D.C)

(藤田風花 京都大学大学院文学研究科修士課程・

増永葉生 一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程・

日本学術振興会特別研究員D.C)